

最低賃金 ご存知ですか?



下回ったら法律違反!

最低賃金は、法に基づいて国が定める賃金の最低額です。給料が最低賃金を下回る場合には、その差額を請求することができます。

毎年、見直されます!

毎年、都道府県ごとに見直しが行われます。

派遣先の最低賃金を適用!

派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の地域の最低賃金が適用されます。

深夜勤務は25%アップ!

深夜勤務の場合には、深夜割増25%が加算されます。その他、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。



おかしいな?と思ったら「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ

あなたの街 **和歌山県** の
地域別最低賃金は

753 時給
円

午後10時～
午前5時に
勤務する場合
25%割増 **時給 (753円) ×
深夜労働時間 × 125%**

2016年10月1日～



い こう よ れん ご う に
0120-154-052



日本労働組合総連合会和歌山県連合会 (連合和歌山)
<http://www.rengo-wakayama.jp/>

連合和歌山

検索